



SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

9月号 Vo1. 113

今月の SMILE

今月は中秋節があります

まいど おおきに！

今月 17 日は中秋の日です。そこで 14 日(土)は出勤日となり、15(日)～17 日(火)までの連休となります。

中国では、雇用環境が厳しく、所得増加も期待出来ないと考え、消費より貯蓄を優先する傾向にあります。そのような中、8 月 3 日に国務院が「サービス消費の質の高い発展を促進するための意見」(国発[2024]18 号)を発表しました。CEIC による 2024-06 の個人消費(対 GDP 比) データによれば、日本 54.3 %、米国 67.6 %に対して、中国の個人消費(対 GDP 比)は、2023 に 39.2 %でした。経済の良し悪しに最も影響を与えるのが個人消費です。その個人消費を伸ばすために、今回の意見ではサービス消費に焦点をあてたとと言えます。この中で取り上げられているサービス消費に関連する業界は、“飲食及び宿泊業”、“家事サービス業”、“養老サービス業”、“文化及び娯楽業”、“観光業”、“スポーツ関連業”、“教育及び研修業”、“住宅サービス業”であります。第一に“飲食業”が挙げられているのが印象的です。そして一般的に、どちらかと言えばこれらの産業は民営企業の領域になります。そして今までよく挙げられてきた不動産、自動車、新エネルギーといった大型消費の類でもありません。さらにオンラインゲーム、ライブストリーミングなどを奨励する言及もみられました。やはり経済が良くなるためには、個人消費が増えることは大切ですね。

日本では、自民党総裁選が 9 月 12 日告示—27 日投開票の日程で実施されます。公示前なので候補者の政見はまだわかりませんが、7 月 14 日付の日経では、「従業員が 5 人以上いる事業所の 5 月の実質賃金(速報)は前年同月から 1.4%減った。マイナスは 26 カ月連続で過去最長となった。」と書かれてあるように、今後の個人消費への悪影響が懸念されます。このような状況の中で行われる自民党総裁選挙ですから、公約の中には先ずは、個人消費を上げるために“消費税減税!”、そして最近弊誌で毎月訴えている“「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の撤回!、そしてパンデミック条約反対!”を公約として掲げる候補者が現れてほしいと願っております。候補者討論会が注目ですね。

また米国では、民主党が民主的に選ばれた 2024 年大統領候補のバイデン氏を降ろして、誰も投票していないカマラ・ハリス氏を候補者に据えました。一方、米国大統領選に無所属候補として出馬していたあのロバート・F・ケネディ氏が 8 月 23 日に、撤退を発表し、共和党のトランプ候補を支持すると表明しました。ケネディ氏は、トランプ氏への支持の理由として、3つの重要課題で意見が一致していると宣言しました。その3つとは、①連邦政府の医療・食品規制機関の腐敗を根絶、②米国の外交政策におけるネオコンの支配に終止符を打つ、③政府の検閲との闘い、です。次の注目点は、9 月 10 日に予定されている、ハリス副大統領とトランプ前大統領の初のテレビ討論会です。こちらもどのような討論会になるのか注目ですね。

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済1

2024年7月はCPIの前年同月比上昇幅が拡大し、PPIの前年同月比下落幅は前月と変わらなかった。

国家統計局は8月9日に、2024年7月の全国CPI(消費者物価指数)とPPI(生産者物価指数)データを発表した。

1. 消費者物価指数は前月比下落から上昇し、前年比成長率は拡大した。

7月は、消費需要の回復が続き、一部地域での高温や降雨の影響もあって、全国の消費者物価指数は前月比で下落から上昇に転じ、前年比伸び率は拡大した。

前月比で見ると、CPIは前月の0.2%下落から0.5%上昇し、近年では比較的高い上昇率となった。そのうち、食品価格は前月の0.6%下落から1.2%上昇し、CPIに前月比約0.21ポイント影響した。食品のうち、一部地域の高温と降雨の影響により、生鮮野菜と卵の価格がそれぞれ9.3%と4.4%上昇し、これらを合わせると前月比約0.20ポイントCPIに影響し、CPI上昇率全体の40%を占めた。豚の生産能力削減の影響が徐々に現れ、豚肉価格が2.0%上昇し、CPIに前月比約0.03ポイント影響した。非食品価格は前月の0.2%下落から0.4%上昇し、CPIに前月比約0.30ポイント影響した。食品以外の品目では、夏の旅行需要が好調で、航空券、旅行、ホテルの価格はそれぞれ22.1%、9.4%、5.8%上昇し、いずれも過去10年間の同時期の平均を上回った。CPI上昇の影響は合計で前月比約0.24%で、CPI上昇率全体のほぼ半分を占めた。国際金価格と原油価格の変動の影響で、国内の金宝飾品とガソリン価格はそれぞれ1.6%と1.5%上昇した。

前年同月比で見ると、CPIは0.5%上昇し、前月より0.3ポイント上昇した。そのうち、食品価格は前月の2.1%下落から横ばいとなった。食品のうち、豚肉価格は前月より2.3ポイント上昇し、20.4%上昇した。生鮮野菜と卵の価格は、前月の7.3%下落と4.4%下落からそれぞれ3.3%と0.8%上昇した。生鮮果物、食用油、牛肉と羊肉の価格は4.1%~12.9%下落し、下落幅は縮小した。非食品価格は前月より0.1ポイント下落し、CPIの前年同月比上昇に約0.54ポイント影響した。非食品のうち、サービス価格は0.6%上昇し、前年同期の比較基準が高かったため、上昇幅は0.1ポイント縮小した。そのうち、旅行費と交通費はそれぞれ3.1%と0.8%上昇し、航空券とホテル代はそれぞれ9.8%と2.6%下落した。工業用消費財の価格は0.7%上昇し、0.1ポイント下落した。そのうち、ガソリン価格の上昇は5.3%に下がり、燃料車の価格下落は6.3%に拡大した。

2. PPIの前月比および前年比の低下率は先月と同じであった。

7月は、市場の需要不足や一部の国際バルク商品の価格下落傾向などの影響を受け、全国生産者物価指数は前月比、前年比ともに前月と同じ率で下落した。

前月比で見ると、生産者物価指数は前月と同じ0.2%下落した。そのうち、生産財価格は0.3%下落し、前月より0.1ポイント上昇した。消費財価格は前月の0.1%下落から横ばいだった。国際輸入要因の影響を受けて、国内の石油・天然ガス採掘業界の価格は3.0%上昇した。非鉄金属製錬・圧延加工業界の価格は0.4%下落し、そのうち銅製錬価格は1.6%下落、アルミ製錬価格は0.2%下落した。石炭需要は概ね安定しており、石炭採掘・精錬業界の価格は横ばいだった。不動産市場は引き続き調整中で、高温と雨天が建設に影響を与えた。鋼材やセメントなどの建材の市場需要は引き続き弱い。鉄鋼製錬・圧延加工業と非金属鉱物製品業の価格はそれぞれ1.7%と0.6%下落した。設備製造業では、リチウムイオン電池製造の価格が0.9%下落し、コンピュータ製造の価格が0.2%下落し、新エネルギー車製造の価格が0.1%下落した。ガソリン車とディーゼル車の製造の価格は0.4%上昇した。消費財製造業では、化学繊維製造、文化・教育・芸術・スポーツ・娯楽製品製造、紡織・服装・アパレル業界の価格がそれぞれ0.6%、0.3%、0.1%上昇した。

前年同月比で見ると、PPIは前月と同じ0.8%下落した。そのうち、生産財価格は0.7%下落し、前月より下落幅が0.1ポイント縮小した。消費財価格は1.0%下落し、下落幅は0.2ポイント拡大した。主要産業のうち、非金属鉱物製品産業は5.6%下落、鉄鋼製錬・圧延加工産業は3.7%下落、電気機械・設備製造業は2.8%下落、農業副産品加工産業は2.7%下落、コンピュータ通信・その他電子機器製造業は2.6%下落、自動車製造業は2.1%下落した。上記6つの産業がPPIの前年同月比下落の主要因となり、PPIを合計で約1.25ポイント押し下げた。石炭採掘・精錬業は前月の1.6%減から0.3%増に転じ、化学原料・化学製品製造業は前月の0.6%減から0.3%増に転じ、鉄道・船舶・航空宇宙・その他輸送機器製造業は前月の横ばいから0.5%増に転じ、非鉄金属製錬・圧延加工業は10.6%増、石油・天然ガス採掘業は6.7%増となり、いずれも上昇幅は縮小した。

マクロ経済2

税関統計によると、2024年7月までの中国の貨物貿易の輸出入総額(以下、「輸出入」という)は24兆8,300億元で、前年同期比6.2%増加した。そのうち、輸出は14兆2,600億元で、6.7%増加した。輸入は10兆5,700億元で、5.4%増加した。貿易黒字は3兆6,900億元で、10.6%増加した。米ドル建てで見ると、7月までの中国の輸出入は3兆5,000億米ドルで、3.5%増加した。そのうち、輸出は2兆1,000億米ドルで、4%増加した。輸入は1兆4,900億米ドルで、2.8%増加した。貿易黒字は5,180億ドルで、7.9%増加した。

1. 一般貿易、加工貿易等の輸出入の伸び

7月までの、中国の一般貿易輸出入額は16兆800億元で、4.9%増加し、中国の対外貿易総額の64.7%を占めた。そのうち、輸出額は9兆4,000億元で、8%増加し、輸入額は6兆6,800億元で、0.9%増加した。同期間の加工貿易輸出入額は4兆3,300億元で、3.2%増加し、17.4%を占めた。そのうち、輸出額は2兆7,300億元で、0.2%減少し、輸入額は1兆6,000億元で、9.7%増加した。

2. ASEAN、EU、米国、韓国への輸出入の増加

この7か月間は、ASEANは中国の最大の貿易相手国となった。中国とASEANの間の貿易総額は3兆9,200億で、10.5%増加し、対外貿易総額の15.8%を占めた。そのうち、ASEANへの輸出は2兆3,600億元で、13.7%増加した。ASEANからの輸入は1兆5,600億元で、5.9%増加した。ASEANとの貿易黒字は7,935億5,000万円で、33.2%増加した。EUは中国の第二の貿易相手国となった。中国とEUの間の貿易総額は3兆2,200億元で、0.4%増加し、13%を占めた。そのうち、EUへの輸出は2兆1,000億元で、1.5%増加した。EUからの輸入は1兆1,200億元で、1.5%減少した。EUとの貿易黒字は9,850.8億元で、5.1%増加した。米国は第3位の貿易相手国であった。中米間の貿易総額は2.72兆円で、4.1%増加し、11%を占めた。そのうち、米国への輸出は2.04兆円で、5.1%増加した。米国からの輸入は6,839.1億元で、1.2%増加した。米国との貿易黒字は1.35兆円で、7.2%増加した。韓国は第4位の貿易相手国であった。中韓間の貿易総額は1.32兆円で、8%増加し、5.3%を占めた。そのうち、韓国への輸出は6,004.7億元で、0.6%減少した。韓国からの輸入は7,201.1億元で16.4%増加し、対韓国貿易赤字は1,196.4億元で7倍に増加した。

またこの期間、中国と「一帯一路」参加国との輸出入総額は11兆7,200億元で、7.1%増加した。そのうち、輸出額は6兆5,600億元で、7.7%増加し、輸入額は5兆1,600億元で、6.3%増加した。

3. 民間企業の輸出入は2桁増加

1-7月の民間企業の輸出入総額は13兆6,700億元で、前年同期比10.9%増、中国の対外貿易総額の55.1%を占め、前年同期比2.3ポイント上昇した。そのうち、輸出額は9兆2,200億元で、前年同期比10%増、中国の輸出総額の64.7%を占めた。輸入額は4兆4,500億元で、前年同期比12.8%増、中国の輸入総額の42.1%を占めた。同期間の外資系企業の輸出入総額は7兆2,800億元で、前年同期比1%増、中国の対外貿易総額の29.3%を占めた。そのうち、輸出額は3兆9,200億元で、前年同期比1%増、輸入額は3兆3,600億元で、前年同期比1.1%増だった。国有企業の輸出入総額は3兆8,200億元で、0.7%増加し、中国の対外貿易総額の15.4%を占めた。そのうち、輸出額は1兆1,000億元で、1.8%増加し、輸入額は2兆7,200億元で、0.3%増加した。

4. 機械・電気製品は輸出の約60%を占め、その中でも自動データ処理装置とその部品、集積回路、自動車の輸出が増加した。

中国はこの7か月間で、機械・電気製品を8.41兆円輸出し、前年比8.3%増、中国の輸出総額の59%を占めた。そのうち、自動データ処理設備及びその部品は8,158.8億元で11.6%増、集積回路は6,409.1億元で25.8%増、自動車は4,628.6億元で20.7%増、携帯電話は4,547.4億元で1.3%減だった。同期間の労働集約型製品の輸出は2.43兆円で5.1%増、17%を占めた。そのうち、衣類及び衣類付属品は6,322.9億元で1.6%増、繊維製品は5,745.3億元で6%増だった。プラスチック製品の輸出額は4,372.1億元で、10%増加した。農産物の輸出額は4,031.2億元で、4.6%増加した。

5. 鉄鉱石、石炭、天然ガスなどの主要商品の輸入が増加

1-7月、中国の鉄鉱石輸入量は7億1,400万トンで、前年比6.7%増、平均輸入価格は1トン当たり826.1元(以下同じ)で、5.4%増。原油は3億1,800万トンで、前年比2.4%減の4,322.3元/トンで、8.1%増。石炭は2億9,600万トンで、前年比13.3%増、713.9元/トンで、14.9%減。天然ガスは7,544万2,000トンで、前年比12.9%増、3,477.7

元/トンで9%減。大豆は5,833万3,000トンで前年比1.3%減で3,658.2元/トンで15.4%減。精製油は2,832万トン4.6%増、1トン当たり4,387.3元10.3%増であった。また、一次成形プラスチックの輸入は1,677万トンで1.6%増、1トン当たり10,800元1.1%減。未加工銅および銅製品は320.1万トン5.4%増、1トン当たり66,800元/トン、9.9%増であった。

同期間に、電気機械製品の輸入は3兆8,800億元で、10.7%増加した。そのうち、集積回路は3,081億8,000万個で、14.5%増加し、金額は1兆5,100億元で、14.4%増加した。自動車は40万2,000台で、2.5%減少し、金額は1,631億9,000万元で、7.4%減少した。

法務情報

新会社法の遡及効(上)



一. はじめに

今回の会社法改正は、多くの条項の実質的な改正と条項の追加と関連しており、これらの規定の遡及効に関する問題は、学界及び社会から注目されている。新法施行の前日、最高人民法院(以下「最高院」という。)は、新「会社法」(以下「新法」という。)の遡及効の問題を解決するため、新「会社法」の遡及効の規則に関する司法解釈すなわち「中華人民共和国会社法の時間的効力に関する最高人民法院の若干の規定」(法釈[2024]7号、以下「会社法時間的効力規定」という。)を公布した。

「新会社法の遡及効」は、上下2編からなる。本稿では、その前編として、新法の遡及効の概況について簡単に紹介し、「会社法時間的効力規定」1条から第3条の詳細な解説を行う。

二. 新「会社法」の遡及効に関する概況

「会社法時間的効力規定」は、8条の「発効時間」を除き、7つの条項を用いて新法の遡及効の問題を解決した。全体として、「会社法時間的効力規定」は「法は過去に遡らない」という基本原則を堅持し、原則として、紛争を惹起した法的事実の発生が新法施行前であれば旧法を適用し、新法施行後であれば新法を適用する。また、「会社法時間的効力規定」は、改正の状況に応じて「有利遡及」、「空白遡及」、「細分化遡及」等の特別な遡及とその事情を列挙し、清算の責任に関する法律の適用及び既判力が遡及効より優先されるとの原則を特に定めている。

三. 「会社法時間的効力規定」の逐条解説

第1条 一般規定及び有利遡及規則

1. 基本規則

「立法法」140条の規定によると、原則として、法は過去に遡らない。例外的に、公民、法人その他組織の権利・利益の更なる保護のために定められた特別規定は過去に遡ることができ、これが「有利遡及規則」である。

「会社法時間的効力規定」1条は、法が過去に遡及しない基本原則及び有利遡及規則を堅持して、「会社法施行前の法律的な事実に起因する民事紛争事件について当時の法律又は司法解釈に規定があるときは、当時の法律又は司法解釈の規定を適用する。ただし、会社法の適用がその立法目的の実現に有利となるときは、会社法の規定を適用する」と定めている。

2. 具体的適用

「会社法時間的効力規定」1条によると、次の7つの事情のときは「有利遡及」原則が適用される。

- (1) 決議取消しの申立ての最長除斥期間の延長:株主会参加の通知がなされていない株主会の決議を取り消す権利について、新法26条2項は、第1に、未出席株主の取消権の期間の起算日を「決議を行った日」から「株主会による決議の実施について知り、又は知り得べき日」に改め、第2に、取消権の除斥期間を60日から1年に延長するという2つの改正を行った。この規定は小株主の権利保護に有利であることから、「有利遡及」の原則が適用される。
- (2) 決議の効力が否定された場合における対外的な法律関係の明確化:新法28条2項は、株主会又は董事会

の決議が人民法院によって無効を宣言され、取り消され、又は不成立の確認をされたとしても、善意の相手方との対外的な法律関係はその影響を受けないものと明確に定めている。この規定は客観的に取引の安定の維持に有利であることから、「有利遡及」の原則が適用される。

- (3) 株主による債権出資に対する明確な許可:新法 48 条は、株主が債権をもって出資を行いうることを明確化し、債権出資について、第 1 に、金銭評価すなわち金銭評価・計量によってその価値を確定しうること、第 2 に、法に従って譲渡しうること、これら 2 つの原則を定めた。この規定は客観的に会社及び債権者の利益の維持に有利であることから、「有利遡及」の原則が適用される。

また、新法は同時に、株主も株式出資を行いうることを明らかにしたが、「会社法時間的効力規定」1 条にはこれに関する定めがない。この点については、株主が株式出資をする際も新法の前述の原則に適合することを妨げるものではないと理解される。

- (4) 持分対外譲渡手続の簡素化:新法 84 条 2 項は、有限責任会社の持分の対外譲渡について、過半数の株主の同意を必要としていた旧法の内容を削除し、その手続を簡素化した。この規定は商事活動の促進に有利であることから、「有利遡及」の原則が適用される。
- (5) 違法配当及び違法減資の賠償責任の明確化:新法 211 条は違法配当時の責任負担について規定し、違法配当により会社に損害を与えたときは、株主及び責任を負う董事・監事・高級管理職が賠償責任を負うとともに、株主は受け取った資金を返還しなければならないと定めた。また、新法 226 条は、違法減資時の責任負担についても規定し、違法減資により会社に損害を与えたときは、株主及び責任を負う董事・監事・高級管理職が賠償責任を負うとともに、株主は資金を返還しなければならないと定めた。また、減資が実行されたときは、原状回復をしなければならないとした。これらの規定は、いずれも会社の資本の充実維持に重要な意義を有することから、「有利遡及」の原則が適用される。
- (6) 法定利益分配期間の短縮:新法 212 条は、旧法の下では利益分配の決議の日から 1 年以内と定められていた利益分配の期間を、利益分配の決議の日から 6 か月以内へと改めた。この規定は株主の権利を保護し、紛争解決のコスト低減に役立つことから、「有利遡及」の原則が適用される。
- (7) 同比率減資原則の確立:新法 224 条は、「同比率(持株比率と同様の比率)減資」の基本原則を確立するとともに、その例外的な事情として、法律が別段の規定を定めていること、有限責任会社の全株主が別段の合意をしたこと又は股份有限公司の定款が別段の規定を定めていることを定めた。この規定は中小株主の保護に有利であり、会社が実情に応じて処理することを認め、商事活動の発展を促進することから、「有利遡及」の原則が適用される。

第 2 条 法律行為の効力の有利遡及規則

1. 基本規則

商事活動が日増しに活発化するにつれて、立法・裁判の理念は、ますます契約の効力を容易に否定しない傾向になりつつある。「民法典時間的効力規定」によると、民法典施行前に成立した契約は、当時の法律又は司法解釈の規定を適用するとそれが無効となり、民法典の規定を適用するとそれが有効となる場合においては、民法典の関連規定が適用され、会社と関連する民事法律行為の効力は、原則として「民法典」による拘束を受けなければならない。

「会社法時間的効力規定」2 条は、「有効遡及」の原則を継続し、「会社法施行前における会社と関連する民事法律行為は、当時の法律又は司法解釈によると無効と認定され、会社法によると有効と認定される場合においては、民事法律行為の効力に起因して生じた紛争の次に定める事情について、会社法の規定を適用する」と定めた。

2. 具体的適用

「会社法時間的効力規定」2 条によると、次の 3 つの事情については「有効遡及」原則が適用される。

- (1) 会社が再投資先の企業の債務に対して連帯責任を負う契約の効力:新法 14 条 2 項は、法律が明確に禁止していない限り、会社がその投資先の企業の債務に対して連帯責任を負う出資者となることを一律には禁止しないものとした。この規定は投資行為の活性化に有利であることから、「有効遡及」の原則が適用される。法律が明確に禁止していない場合には、会社が新法の施行前に締結していたその投資先企業の債務に対して連帯責任を負う内容の契約は、有効とされなければならない。
- (2) 資本準備金による欠損の補填に関する決議の効力:新法 214 条は、資本準備金による欠損補填を禁止しないものとし、任意準備金及び法定準備金では欠損の補填を行えないときは、規定に従って資本準備金を用いることができると定めた。この規定は企業経営に有利であることから、「有効遡及」の原則が適用される。新法の施

行前にこの 214 条に照らして確立された手続・方法の下、資本準備金を用いて欠損を補填する会社の決議は、有効とされなければならない。

- (3) 会社の簡易合併に関する決議の効力:新法 219 条は会社合併の特殊な事情について定め、消滅会社が存続会社により 90%以上の株式を所有されたその子会社であるときは、董事会の決議のみで足り、株主会の決議は要しないものとした。この規定は合併の効率を高め、取引コストを低減し、商事活動の促進に有利であることから、「有効遡及」の原則が適用される。新法の施行前に、会社が 90%以上の株式を所有する他社を合併するにあたって董事会の決議のみを行い、株主会の決議がないときは、当該董事会の決議を有効としなければならない。

第 3 条 契約履行の有利遡及規則

1. 基本規則

「会社法時間的効力規定」3 条は持続的契約の処理、すなわち契約が新法の施行前に締結され、これを履行する行為が新法施行後まで継続する場合における法適用について定めた。このような契約は「法際契約」とも呼ばれる。

「会社法時間的効力規定」は、法際契約の「区分処理」を行うものとし、「会社法の施行前に締結された会社に関する契約について、契約の履行が会社法の施行後まで継続し、会社法施行前の履行行為に起因して紛争が生じたときは、当時の法律又は司法解釈の規定を適用し、会社法施行後の履行行為に起因して生じた紛争の次に定める事情に関しては、会社法の規定を適用する」と定めた。

2. 具体的適用

「会社法時間的効力規定」3 条は、次の 3 つの事情を具体的に列挙する。

- (1) 上場会社の株式を代理保有する契約:新法 140 条 2 項は、法律又は行政法規に違反して上場会社の株式の代理保有を行う行為を明確に禁止している。違法な代理保有の契約が新法の発効前に締結され、その履行が新法施行後まで継続するときは、新法施行後の履行は禁止されなければならない。
- (2) 上場会社の子会社が上場会社の株式を取得する契約:新法 141 条は、上場会社の持株子会社が上場会社の株式を取得する行為を明確に禁止している。当該契約が新法発効前に締結され、その履行が新法施行後まで継続するときは、新法施行後の履行は禁止されなければならない。
- (3) 財政援助契約:新法 163 条は、会社が他人が自社又はその親会社の株式を取得するために贈与、金銭の貸付け、担保その他財政援助を提供する行為を禁止する一方で、その 2 つの例外として、(i)従業員持株計画を実施する場合及び(ii)発行済株式総額の 10%以下において会社が適法に決議をしている場合を定めている。財政援助契約が新法発効前に締結され、その履行が新法施行後まで継続するときは、これらの例外的な事情がない限り、新法施行後の履行は禁止されなければならない。

四. おわりに

本稿は主に「会社法時間的効力規定」の概況と確立された遡及効に関する規則について論ずるとともに、その 1 条から 3 条において確立された「有利遡及規則」について詳述した。今回の司法解釈は、遡及効が認められる特別な事情の明確化による論争の回避を求めているが、すべてを列挙することは困難であり、将来的に論争が続くことも予想され、今後の司法実務による探求が待たれる。

情報提供 金杜法律事務所



省エネ・安全生産など専用設備のデジタル化・スマート化改造に関する優遇措置

財政部と国家税務総局は共同で、2024年7月18日に、「省エネ・節水・環境保護・安全生産専用設備のデジタル化・スマート化改造に関する企業所得税政策の公告」(財政部 税務総局公告 2024年第9号)を発表しました。主な内容は次の通りです。

一、優遇措置の内容

2024年1月1日から2027年12月31日までの期間、企業の省エネ・節水・環境保護・安全生産専用設備(以下、専用設備と略称)のデジタル化・スマート化改造への投資については、当該専用設備購入時の課税基礎の50%を超えない部分について、その10%の割合で企業の当該年度の企業所得税額から控除できる。またその年の企業所得税額が控除額に満たない場合には、次年度に繰り越しできる。当該繰り越し期間は最長5年とする。

二、適用条件

- 1、本公告でいう専用設備とは、企業が「安全生産専用設備の企業所得税優遇目録(2018年版)の発行に関する通知」(財税[2018]84号)、「省エネ・節水・環境保護専用設備の企業所得税優遇目録(2017年版)の発行に関する通知」(財税[2017]71号)に登録された専用設備を購入し、且つ実際に使用することを指す。
- 2、本公告でいう専用設備のデジタル化・スマート化改造とは、企業が情報技術とデジタル技術を利用して、専用設備に技術改善と最適化を行うことによって当該設備のデジタル化・スマート化のレベルを向上させることを指す。具体的には、以下のものを含む。
 - a.データの収集、b.データの送信及び保存、c.データの分析、d.スマート制御、e.デジタルセキュリティ及び保護、f.国务院財政或いは税務主管部門が科学技術、工業情報化部門と共同で規定したその他のデジタル化・スマート化改造
- 3、本公告の税収優遇を享受する改造投資とは、企業が専用設備のデジタル化・スマート化改造の過程で発生し、当該専用設備を固定資産価値となる支出を指す。ただし、関連規定に従って還付される増値税税金及び専用設備の輸送、設置と調整などの費用は含まれない。

三、管理上の要求

- 1、企業は専用設備のデジタル化・スマート化改造の投資に対応して、分別して集計を行い、各項目の支出を正確で合理的にまとめなければならない。企業は、一納税年度内に複数の専用設備に対してデジタル化・スマート化改造を行う場合、異なる専用設備に応じて、それぞれ関連支出を集計しなければならない。
- 2、企業は、本公告に規定された税収優遇政策を享受するために、事前に専用設備のデジタル化・スマート化改造案を制定し、若しくは技術契約認定登録機構に登録された技術開発契約や技術サービス契約を取得して、関連資料を保存して、調査がある場合のために備える必要がある。

人事労務情報

社会保険・住宅積立金納付基数の調整について

上海市では毎年7月1日から、前年度における市従業員の平均賃金を基に、社会保険及び住宅積立金納付基数の上限・下限の調整を行います。

今年7月31日に上海市人力資源・社会保障局が公表された2023年度上海市従業員の平均賃金は12,307元であります。月最低賃金基準は昨年から変更は無く2,690元のままになります。これに基づき、2024年7月1日から適用される社会保険及び住宅積立金基数の上限は36,921元、社会保険基数の下限は7,384元となり、住宅積立金基数の下限は2,690元になります。

調整後、2024年7月1日から適用される上海市の社会保険及び住宅積立金の納付基数は、下表のとおりです。



項目	納付基数		納付比率		
	下限	上限	会社負担	個人負担	計
養老保険	(7,310→) 7,384	(36,549→) 36,921	16%	8%	24%
失業保険			0.5%	0.5%	1%
労災保険 (※1)			0.16%～1.52%	-	0.16%～1.52%
基本医療保険 (※2)			9%	2%	11%
社会保険負担率合計			25.66%～27.02%	10.5%	36.16%～37.52%
住宅積立金	(2,590→) 2,690	(36,549→) 36,921	5%～7%	5%～7%	10%～14%
住宅積立金負担率合計			5%～7%	5%～7%	10%～14%

(※1) 労災保険は、業界別基準料率による変動料率を適用されます。

(※2) 基本医療保険の会社負担分料率は、2024年3月から2025年2月までの間に一時的に1%引き下げられ、従来の10%から9%に調整されます。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>